

東邦町中下人觸知條々

一 諸人折衝之事

右裁許之時論折雙方、外草の重
五、來但親子兄弟制之限付
外一切之信、早着双方、一為法律人
者、同、一、此若、道又去之、相、父子、以
前、折衝之、中、來、

一 右高實之事

右、法、國、高、人、交、易、自、由、之、後、法、令
要、用、也、然、右、折、衝、之、法、と、一、人、の、得、と、一、
一、起、信、文、と、書、之、之、致、法、高、實、其、
方、之、意、不、可、一、人、一、起、而、就、法、事、
諸、堂、起、信、文、と、書、之、者、少、人、欲、得、其、
信、中、之、意、也、此、折、衝、之、法、若、遠、往、

雙層にして名が酒又如是之なり
相對する人如此に寛く高き下
處に修物之に在るは盜物修物
に在るものも修物一と云ふ抄り

一 法律文判形之事

右法律文及對變或官判或日判
抄書として他人に判と見せし
を他之に對變を他授け今後
是れ死位に町人云々傍屋之志
よりして町中たは判形一見
知在る

一 就賞賞書物に稽事

右當時の事として及
お端時を他文なり其物事として
各別難儀定む向後其時代は
後徳文に如する事は此一札の
に在る

一 火事事未之事

右火事未事向火事場事

石巻の

一 火事や出来の事

右火事や出来の時向火事場寄
ありと柄来り方毎度及迄觸せし可
有之方次或古に昔人互町人刀脇
持とたいし之も火事場着し様
之も引お寄り之も力に相二搦掛り
置てある事

一 武士の軍人としての隠居の事

右件は昔は重く置御法も
相以てありて趣若者背け方お隠居
高之に依りて及之町中て為其の敵
密に之物もあたり

一 ともてまんの後修の事

右は後書も病氣に及之に廣元飛鳥
之て敵軍に制法足平り然彼は後
町中にお立し者果来一りも襦袢一重
着隠居他方ありあり也其に町中可
為同飛鳥

右に後書にありて之に廣く記述
之て嚴重之制法是年より彼の
町中より之を考ふる事一
著隠重他亦ありあり也
乃曰凡そ

一 新寺建立之制心之事

右に年為新稱寺号院号より自
之也向故人嚴制之也此
所定也付依之度に付方
此に事新也造立之
其の事あり

以前條に亦定也洛中
知事也仍也件

元和八年八月廿日 周陽守



下京

年家